

別記

岩手県立盛岡農業高等学校森林土木実習棟ほか産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

1 委託業務名

岩手県立盛岡農業高等学校森林土木実習棟ほか産業廃棄物収集運搬処分業務

2 業務内容

森林土木実習棟及び温室から搬出される仕様書第5項に掲げる産業廃棄物を収集運搬し、産業廃棄物として適正に処分する。

3 委託施設場所

岩手県立盛岡農業高等学校 森林土木実習棟及び温室 滝沢市砂込 1463

4 委託期間

契約締結の日～令和9年3月31日

5 産業廃棄物見込数量

次のとおり。ただし、数量は見込みであり、今後、増加又は減少する場合があること。

区分	予定概算数量	摘要
廃プラスチック類	1,600 kg	プラスチック類、廃タイヤ、農業用廃プラ
木くず	4,000 kg	付着付き
金属くず	800 kg	鉄くず等、陶芸窯
廃プラと金属の混合物	6,000 kg	機器等
ガラス及び陶磁器くず	300 kg	ガラスくず等
汚泥	200 kg	肥料等
計	12,800 kg	

6 収集運搬日及び時間の指定

(1) 収集運搬日

学校行事等を考慮し両者で協議し決定する。

(2) 収集時間

午前9時から午後4時までの間とする

7 その他

(1) 収集運搬及び処分に要する費用には、積込み、運搬、処分その他業務履行に必要な一切の費用を含むものとする。

(2) 業務遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

(3) 生徒及び職員の通行等の妨げにならないよう注意し、安全確保に細心の注意を払

うこと。

- (4) 業務上、危険を伴う場合は、危険防止に必要な措置を講ずること。
- (5) 廃棄物収集車両は校内では徐行し、作業については安全に十分注意し行うこと。
- (6) 業務は、施設・設備等に損害を与えないように行うこと。
- (7) 受託者は更新後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。
- (8) 産業廃棄物のマニフェストは速やかに送付すること。
- (9) その他、業務にあたり疑義が生じる場合は、発注者と協議すること。